

## 1 学校生活に係る基本的な考え方

- (1) 学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始していく。
- (2) 感染症対策を徹底しつつ、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健衛生体制を築いていく。
- (3) 基礎疾患等を有する児童生徒が在籍していることなどを念頭に置き、児童生徒の障害の状態等を踏まえた対応を検討する。

## 2 基本的な感染防止対策

### 学校の教育活動について

#### (1) 「3密の回避」

##### ① 密閉の回避

換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行う。また、休み時間ごとの窓（2方向のそれぞれ1つ以上の窓）の開放を実施する。エアコン使用時も換気は実施する。

##### ※ 冷暖房使用時の換気方法について

- 1) 換気扇がある教室は常時使用する。
- 2) 対面する窓を1か所ずつ開ける（廊下側の窓と外側の窓1か所ずつ）。
- 3) 開ける幅は15センチ程度とする。
- 4) 開ける場所は児童生徒の実態に合わせ、ドア、足元の引き戸、高窓も可とする。
- 5) 廊下側の欄間窓は、常時開けておく。

##### ② 密集の回避

多くの人々が密集するような集会（概ね児童生徒100人以上が同時に集まる）活動などは行わないこととする。学部集会・学年活動等については、原則、リモート実施とする。

##### ③ 密接の回避

教室では、児童生徒等の席の間に可能な限り距離を確保（概ね1mを目安）し、対面とならないような配置で教育活動を行う。

#### (2) 消毒について

- ・大勢がよく触れる箇所（ドアノブ、手すり、蛇口、スイッチなど）及び職員トイレは、児童生徒の下校後にアルコール製剤を使用して毎日、消毒する。
- ・共用する器具や用具は、使用の前後に手洗いを行うよう指導するとともに、アルコール製剤を使用して消毒する。
- ・机や椅子は、アルコール製剤を使用して、使用後に消毒を行う。
- ・トイレや洗面所は、アルコール製剤を使用して、通常の清掃を行う。
- ・担当場所については、保健給食部の案に従う。

### (3) マスクの着用と手洗い等の徹底

- ① 学校生活中は原則マスクを着用する。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底する。障害特性等により着用が困難な場合はこの限りではないが、飛沫を飛ばさないように他者との距離（概ね2 m程度）を保つかパーテーションを使用する。

#### ※ 感覚に過敏のある児童生徒への配慮（例）

- 1) マスク着用が受け入れられない児童生徒については、マスクの素材の種類によっては受け入れられる場合があることから、保護者と相談の上、素材探しをする。
  - 2) マスクのゴムを耳にかけることで過敏が伴う場合は、後頭部で止める装具等を活用する。
- ② 用便については、トイレ内の3密の除去と定期的及び失禁時等の消毒の徹底を図る。
  - ③ 排泄後の手洗い、ハンカチ・ハンドタオル等の携帯を促すとともに、便器のふたを閉めて汚物を流すよう指導する。

## 3 登下校に係る事項

### (1) 日常的な健康管理

- ・家庭における毎日の朝夜の検温に基づいて、風邪症状の有無などの健康状況を確認する。その上で、原則37.5℃以上は欠席、37.0℃以上ある場合で咳、鼻水、倦怠感、嘔吐、腹痛、頭痛等の症状が見られる場合は自宅での静養を促す。家族に同様の症状がみられる場合も、自宅での静養を促す。

※平熱が低い児童生徒の対応については、注意を要する。

※平熱が高い、または体温が上がりやすい児童生徒については、あらかじめ医師に相談し、指示を仰ぐなどの対応を行う。

- ・前日発熱があった場合は、受診後の登校か、自宅での静養を促す。
- ・緊急時には保護者に迎えに来てもらうことをあらかじめ確認しておく。
- ・基礎疾患のある児童生徒の感染症対策については、必ず主治医等に相談してもらう。

### (2) 保護者送迎及び自主通学による通学

- ① 通学手段の変更により保護者送迎となった場合、遅い時間の登校となっても遅刻としない。
- ② 電車、路線バスなどの公共交通機関を使って自主通学している生徒について、混雑時を避け時差通学することも考えられる。遅い時間の登校となっても遅刻としない。

### (3) スクールバスの運行

- ①37.0℃以上ある場合で倦怠感、嘔吐、腹痛、頭痛等の症状が見られる場合は、自宅での静養を促す。（バス停までの自主通学生徒については、学校に連絡し、担任が対応する。）
- ②マスクを正しく着用できない児童生徒については、座席にビニールカーテンを張る。他者に飛沫を飛ばさない座席に座らせる等の対策を行う。（\*予備マスクはバス内に常備する。）
- ③バス運行中は、空調の外気導入による換気を行うとともに、バス停などに停車した際には、必要に応じて窓を開けての換気を行うように配慮する。
- ④児童生徒の降車は到着次第降車する。
- ⑤スクールバスは、登校時の児童生徒の降車後と、下校便の運行終了後に、座席や手すり等、よく手を触れる箇所の消毒をする。

#### (4) 登下校時の服装

- ①小学部生は、私服登校を基本とする。感染症対策に十分配慮した上で毎日校内着に着替える。校内着は、洗濯のために毎日持ち帰る。
- ②中・高等部在籍で保護者送迎及びスクールバス利用生徒については、更衣室での入室をクラスごと制限し更衣し、過密を排除するため校内着登校も可とする（完全自主通学及びスクールバス停までの自主通学生徒を除く）。

#### (5) 登校時の対応

- ・学部主事は、児童生徒の登校後、速やかに児童生徒の状況を把握するとともに、欠席、早退した児童生徒の健康情報を取りまとめ、教頭に報告する。教頭は、必要な情報を校内の職員間で情報共有する。

#### (6) 下校前の対応

- ・下校前には、必ず手洗いまたはアルコール消毒と検温をする。
- ・下校時に体調不良が見られる場合は、スクールバス及び公共交通機関の利用は行わず、保護者に迎えを依頼する。

### 4 発熱等の体調不良を確認した場合

- ・発熱や風邪症状などの体調不良が明らかになった時は、必ず1名の教員が付き添い、速やかに応接室に隔離する。  
※担当にこだわらず、学習中は発熱等を確認した教員が付き添う。  
※やむを得ず体調不良の児童生徒に付き添った教員は、児童生徒の早退下校後に手洗いやうがい、洗顔など、露出していた部分を入念に清潔にし、着替えを行った上で通常の勤務に戻る。ただし、マスクのできない児童生徒や症状が重篤であった場合には、念のため速やかに退勤し、帰宅後シャワーや更衣などを行った上で、自宅待機で様子を見る。
- ・水分補給や休息をした上で、15分後に再度検温する。その結果、37.5℃以上が続くなど、体調不良が継続している場合については、速やかに迎えに来ていただく。  
※体調不良で早退した児童生徒については、帰宅後の状況や受診の結果等について、電話等で聞き取る。
- ・水分補給をし、15分後に再度検温し、状態が改善した場合については、念のために15分後再々度の検温で状態が安定している場合は、通常の学習に戻る。

### 5 各教科の指導について

#### (1) 教科共通の留意点

- ・各教科等の指導にあたっては、基本的な感染防止対策を講じた上で、リスクの低い活動から徐々に実施していく。原則、学級活動を基本とし各学部での縦割学習活動は実施しない。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動については、換気や身体的距離の確保、手洗いなどの感染症対策を行った上で実施すること自体を検討する。
- ・ペア学習やグループ学習など、児童生徒同士で活動する場合は、できるだけ短時間で実施し、人数や座席位置などを工夫したり、音量を抑えたりする。
- ・特別教室を使用したり、少人数での指導を行ったりするなど、児童生徒同士や教員との間に

十分な距離をとる。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、共用は避ける。やむを得ず共用で使用する場合は、使用前後の手洗いまたは消毒を確実に行う。
- ・感染の可能性が高い学習活動は、年間指導計画の中で指導の順序を変更して対応する。

## (2) 感染リスクの高い教科活動

### ①音楽

音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導やリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏等及び身体の接触を伴う活動

※ 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（12月10日付け2文科初第1344号通知）」参考

- 1) 普通教室において授業を行う場合は、概ね小中学部は6人、高等部は8人（いずれも児童生徒数のみ）を上回らないように設定する。
- 2) 歌唱については、マスクを着用している場合であっても、1列で横2m程度の間隔を保ち同じ方向を向いて実施するとともに、連続した活動時間は、概ね5分程度とする。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。

※ ここでいうマスクとは、鼻と口の両方を隙間がないよう覆った着用には合った形状のもの・マウスシールド下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。  
・フェイスシールドについては、感染を拡大させるリスクもあることから合唱活動においての着用はしない。

- 3) 楽器演奏については、横1m程度及び複数列となる場合は列間に2m程度の間隔を保つとともに、同じ方向を向いて実施する。
- 4) 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。
- 5) 身体の接触を伴う活動については、原則、実施しない。

### ②調理活動

- ・原則、実施しない。

※ なお、調理実習を伴わない喫食のある活動（各学級・学年における特別活動）についても、単なる「お楽しみ」とするのではなく、学習の目的、活動の必然性を十分検討した上で実施する。

### ③体育

体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動

- 1) 児童生徒が常に密集する運動は、原則、実施しない。ただし、球技等を含む活動の一部において密集する可能性がある競技については、児童生徒同士の「接触」及び「近距離での向かい合っただけの活動」は避け、一定の距離（2m程度）を保ってできる活動に限り実施する。
- 2) 児童生徒等が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い武術等の競技については、原則、実施しない。

- 3) プール活動については原則、実施しない。
- 4) 体育の授業は、可能な限り屋外で実施する。ただし、気温が高い日などは熱中症に注意し、全体の活動時間を短くする等の工夫をするとともに、十分な休憩時間や水分補給時間を確保する。体育館など屋内で実施する場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。
- 5) 体育の授業におけるマスクの着用は必要としないが、十分な身体的距離（2m程度）がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。
- 6) 基礎疾患のある児童生徒や保護者から感染の不安から授業への参加を控えたい旨の相談がある場合等は、参加を強制しない。

#### ④児童生徒が長時間、近距離で対面方式となるグループ学習

原則、実施しない。ただし、1m以上の距離を保ち、極力同じ方向を向き、1単位時間における活動時間が10分以内のグループ活動は実施できることとする。

#### ⑤その他、児童生徒等同士又は児童生徒等と教員との身体的な接触のある活動等

事案ごとにその活動内容、方法を関係教員及び管理職と協議検証し、実施を判断する。

※ 自立活動の指導については、その必要性に応じて実施する。その際、指導内容や方法の再検証を行うとともに、飛沫が飛ばないように工夫・配慮及び身体的接触の軽減などを講じた上で指導する（透明アクリル板の仕切りの使用、割烹着等の着用の検討）

### （3）学校行事について

#### ①学校行事全般

- ・当該行事の目的に対して、感染リスクのある中で実施する必要性を十分に検討して実施する。
- ・実施の際は、児童生徒・保護者・学校がとるべき感染症対策を作成し、保護者に説明して理解を得る。

#### ②校外学習及び修学旅行等

- ・各活動場所の感染症対策マニュアルに基づき、感染リスクのある中でも本校の児童生徒が該当行事の目的を十分に達成することができる活動が可能かを十分に検討して実施する。
- ・泊を伴わない行事については、飲食を行わない計画で実施する。
- ・実施のための感染症対策を保護者に説明し、参加同意書の提出を求める。
  - \* 食事を伴わない学校周辺の校外学習については、参加同意書の提出は求めない。
- ・新型コロナウイルス感染症を含めた「危機管理対処要領」を作成し、対応方法について教職員への周知を徹底する。
- ・県外での活動は、本県及び目的地の自治体が、都道府県をまたぐ移動を制限していない場合のみ実施可能とする。

### （4）給食

- ・原則的には、通常の形態で給食を提供する。

#### ①食事場所について

- ・食堂の利用については、小学部5・6学年、中学部1学年、高等部1学年とする。それ以外の学年は教室とする。

- ・全員が同じ方向を向いて食事をする座席配置とする。
- ・食堂については、各テーブルにパーテーションを配置し、パーテーションがない部分は、机と机を離して1mの距離を確保し飛沫を防止する。
- ・教室においては、前後左右1mの距離を確保するか、パーテーションを設置する等、飛沫を防止する。

#### ②配膳、下膳について

- ・原則教師が行う。配膳については、牛乳や個包装のものについては、中学部と高等部のみ衛生管理が出来る生徒に限り行う。エプロン、三角巾、マスクの他に使い捨て手袋を着用する。

#### ③食事中について

- ・食事は全員が同じ方向を向いて食べ、会話は控え黙食とし、飛沫を飛ばさないように指導する。
- ・教師は、食事の支援をしながら食べない。先に食べ終えた職員と交代してから食事をす。その際に、交代する職員も交代してもらった職員も支援前と支援後には丁寧に手洗いをする。
- ・食事指導などで必要な場合は、フェイスシールドを使用する。

#### ④歯磨きについて

- ・歯磨きの際は、十分な距離をとり、向かい合わないように行う。また、歯磨きの前後の手洗いも徹底する。
- ・うがいの際は、飛沫が飛び散らないよう、口をしっかりと閉じてブクブクうがいをし、できるだけ低い位置でゆっくり吐き出すように指導する。
- ・可能な限り仕上げ磨きは行わないようにする。必要な場合は、支援の前後に丁寧な手洗いをする。

#### (5) 部活動について

\*児童生徒会指導部作成の衛生マニュアルにより実施。

### 6 出席停止等の取り扱い

- ・児童生徒が感染した又は濃厚接触者となった場合の対応

- (1) 新型コロナウイルス感染が判明又は濃厚接触者に特定された場合は、出席停止とする。なお、後者の場合の出席停止期間は、濃厚接触した最後の日換算で1週間。
- (2) 学校の対応としては、1) 学校内における活動の態様 2) 接触者の多寡 3) 地域における感染拡大の状況 4) 感染経路の明否等について県教委及び甲府市保健所等と確認し、臨時休業及び学部・学年閉鎖等の必要性について相談する。
- (3) 感染者や濃厚接触者の情報を得た際には、県教委の指示に沿って、速やかに対応する。具体的には、第一報を「特別支援教育・児童生徒支援課」の学校担当指導主事（又は課長補

佐)に入れると共に、速やかに保健体育課に様式9をFAXで報告する(教職員の感染者及び濃厚接触者情報については、高校教育課人事管理監にも報告する)。

(4)「感染症が心配で登校させたくない」と申し出のあった場合の対応

① 基礎疾患等のある児童生徒等への対応

基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒については、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をする。登校すべきでない判断した場合の出欠の扱いについては、「出席停止等」として扱う。

② 上記以外の児童生徒等への対応

本県の地域の感染レベルが「1」の場合については、感染の不安を理由に登校しないケースは「出席停止等」として扱わず、「欠席」とする「レベル2」以上の場合には「出席停止等」として扱う。

## 7 教職員の勤務について

(1) 出勤等の服務及び健康保持について

- ① 教職員が感染源にならないよう、健康面・生活面において各自が日頃から十分に留意するとともに、毎朝夜出勤前に必ず検温し、職員体温表に体温を入力する。
- ② 児童生徒等と同様、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策に取組み、飛沫を飛ばさないように不織布マスクを必ず着用する。
- ③ 家庭における毎日の朝夜の検温に基づいて、風邪症状の有無などの健康状況を確認する。その上で、原則 37.5℃以上は欠席、37.0℃以上ある場合で咳、鼻水、倦怠感、嘔吐、腹痛、頭痛等の症状が見られる場合は自宅で静養する。家族に同様の症状がみられる場合も、自宅で静養をする。その場合には「感染症まん延防止休暇(特別休暇)」を取得する。
- ④ 働き方改革も念頭に置いて、お互いの健康管理に配慮する。
- ⑤ 万が一、感染や濃厚接触が疑われる事態に陥ったときは、速やかに管理職に申告する。

(2) 職員室及び会議等の扱い

- ① 児童生徒の迎え対応及び職員室の3密防止のため、朝礼への出席は各学級1名までとし、必要事項は当該職員が学年職員に伝達する。
- ② 朝礼時を含めた連絡事項については、学校FSVの「0000★★★連絡フォルダ★★★」に資料等を示し、情報共有する。
- ③ 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保(概ね1m)し、会話の際はできるだけ真正面を避ける。原則的には学年毎に半数程度の人数となるよう各学年において調整する。職員の対面する机の前に透明アクリル板を設置し、感染予防に努める。
- ④ 職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、視聴覚室、食堂(放課後に限る)、各教室及び空き教室等を活用し、学校内で分散勤務をする。
- ⑤ 職員会議、学部会については、原則リモート開催とする。学年会、分掌会議等の校内における会議については、出席者の縮小及び3密にならないことを前提に実施する。  
※ いずれの開催についても、開催場所の換気に留意する。

## 8 来校者への対応について

- (1) 保護者を含め、来校者については、児童生徒玄関において必ず検温、手指のアルコール消毒（又は手洗い）を行うとともに、マスクの着用を徹底する。
- (2) 検温結果については、所定の用紙に記入する。
- (3) 37.0℃以上の発熱及び体調不良がある又はアルコール消毒等やマスク着用が不可能な場合は、速やかに校舎内から退出していただく。

## 10 学校休業日における外部団体等の学校施設利用について

地域住民及び外部団体等から希望があった場合、次のとおり学校施設の利用を認める。ただし感染状況によっては利用中止とする。

- (1) 利用場所  
体育館（フロアのみ）、交流ホール及びグラウンド
  - (2) 利用期間  
学校休業日（土曜日、日曜日、休日）
  - (3) 利用対象  
社会教育、スポーツ及びその他公共のために利用を希望する地域住民及び外部団体
  - (4) 利用人数
    - ・ 体育館及びグラウンド 50人程度
    - ・ 交流ホール 20人程度
  - (5) 利用時間  
午前9時～12時、午後1時～4時
  - (6) 利用に係る留意事項
    - ① 利用者は事前に検温を行い、発熱及び風邪症状がある者については、利用を禁止する。
    - ② 活動に必要な物品は、各利用者が用意する（学校で借用を許可した物品を除く）。
    - ③ 体育館及び交流ホール使用に当たっては、次のことについて特に留意する。
      - 1) 出入口及び窓を常時開放する。
      - 2) 飲食は、原則禁止とする。
      - 3) 次の物品及び箇所については、使用後にアルコール消毒を行う。
        - i 出入口ドアノブ、照明スイッチ、窓開閉口、水道蛇口等
        - ii 学校で借用を許可した物品
        - iii その他、多くの使用者が接触し、使用後の消毒が必要な箇所・場所
- ※ アルコール消毒については、学校で用意したものを使用する。